

令和7年度犬山市市民活動助成金 企画提案発表会・審査会について

【企画提案発表会】

- 1) 発表は、タイムスケジュールの順番に従って行います。(会場は201・202会議室)
- 2) プレゼンテーションは、1団体当たり5分以内とします。
- 3) 途中、4分経過時に合図をします。
- 4) 発表者は、団体に所属する2名程度までとします。
- 5) プレゼンテーションの方法は特に制限しません。プロジェクター、書画カメラ等の投影機材以外のものは発表者で用意するものとします。
- 6) 当日に資料配布がある場合は、別途受付を通じて配布します。
- 7) プレゼンテーションの後に、審査委員のヒアリングを5分以内で行います。

【審査会】

- 1) 審査は、「犬山市市民活動助成金交付要綱」に従って実施します。
- 2) 審査は、「市民活動助成金交付審査評価表」の評価基準に基づく絶対評価と総合評価で実施します。
- 3) 各団体のプレゼンテーションが終了したら、「市民活動助成金交付審査評価表」の評価基準ごとに評価点(1点から5点)を記入してください。評価表は部門ごとに複数団体分の様式となっており、全団体のプレゼン終了後、集計作業のため係員が回収に伺います。
- 4) 集計作業の終了後、同室(201・202会議室)で審査会を行います。
- 5) 各審査委員の合計点(5点×5項目×6委員=150点)に対する得点率から、乗数表に従い、絶対評価を行います。50%(75点)に満たない場合は、交付しないものとします。
- 6) 絶対評価を加味した上で、審査委員の合議制による総合評価を実施して、助成金の額を提示します。審査委員の合議が成立しない場合は、採決によって決定し、審査結果は、「市民活動助成金一覧表」にまとめます。

【結果発表】

- 1) 審査会終了後、結果発表として市民活動助成金一覧表及び審査点数集計表を配布し、各委員からの講評を行います。審査結果として、市民活動助成金一覧表、審査点数集計表と審査委員の講評内容をまとめ、後日改めて郵送します。

【助成額の決定及びその後の手続き】

- 1) 助成額の決定は、事業実施年度となる4月から審査結果を踏まえた「市民活動助成金交付申請書」の提出を受け、犬山市市民活動助成金交付要綱第9条に基づき、市長が行います。
- 2) その他助成金の実績報告・額の確定・請求・交付の手続きについては、「犬山市市民活動助成金交付要綱」によります。